

八幡市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月20日

八幡市監査委員 大 高 友 紀

八幡市監査委員 清 水 章 好

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を、八幡市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

農業委員会

第3 監査の着眼点

令和4年度執行分の財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

第4 監査の主な実施内容

事前に提出を求めた監査資料等に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうか重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員に、事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

監査委員事務局の事務室等において予備調査を実施するとともに、令和5年7月11日に監査委員室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[農業委員会事務局]

物品購入において、意図的に分割して発注し、発注金額を下げることにより見積り合わせを回避している疑いのある契約が見受けられた。恣意的な分割発注を疑われることのないよう、関係法令等の手続を遵守し、発注先が同一業者に偏ることなく、経済性や公平性を確保した適正な予算の執行に努められたい。